会議録

１．会議名　南部町子ども・子育て会議（令和８年度　第１回）	
２．日　時　令和８年８月２８日（金）１９時００分から２０時１０分	
３．場　所　南部町役場　すこやか　トレーニング室	
４．出席者 ＜委員＞南部町子ども・子育て会議委員（１１名）名出席 ＜事務局＞子育て支援課課長、子育て支援課課長補佐、子育て支援課主事 教育委員会総務・学校教育課長 ＜資料＞南部町こども計画、つくし保育園・さくら保育園の閉園及びかきっこ保育園の開園について、保育所等の新設及び廃止について、南部町子ども・子育て会議条例	
５．次第 １　開会 ２　委嘱状交付 ３　自己紹介 ４　報告事項 （１）南部町こども計画（令和７年度～１１年度）について （２）つくし保育園・さくら保育園等の閉園及びかきっこ保育園の開園について ５　その他 ６　閉会	
１．開会	
子育て支援課長 子育て支援課長	（会議成立） 会議成立の報告。南部町子ども・子育て会議条例第５条第３項により、委員の３分の２以上の出席により成立する。欠席は１名。 傍聴者なし、会議録は作成してホームページ等で公開する。本日の資料は事前配布をしている。保育所等の新設及び廃止についての追加資料がある。
２．委嘱状交付	
３．自己紹介	
４．報告事項	
子育て支援課長 会長 事務局（説明）	ここからの進行は会長にお願いする。 報告事項１について説明を。 会議についての説明。 南部町子ども・子育て会議条例を定めており、子ども・子育て支援事業計画へ子育て当事者等の意見を反映させることをはじめ、地域の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて施策を実施することを目的として、子ども・子育て会議を設置している。 子ども・子育て会議で行うことは、南部町子ども子育て会議条例第

	２条にあるように、 （１）特定教育・保育施設の利用定員の設定 （２）特定地域型保育事業の利用定員の設定 （３）南部町子ども子育て支援事業計画に関すること （４）総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況の調査、審議に関すること としている。 （３）については、子ども子育て支援法第６１条において、５年１期とする計画を定めている。現在は第３期であり、令和７年度から１１年度の計画となっている。令和６年度に策定したこの３期の計画は、子ども子育て支援事業計画と子どもの貧困対策推進計画を一体のものとして南部町こども計画を策定している。その南部町こども計画について、説明させていただく。 【資料１】 （４ページ） 南部町の出生数は年々減少している。 補足すると令和６年度は３８人となっており、令和７年度は一転して４５人に増加している。令和８年度に関しては、現状のペースだと３８人が見込まれる。今後注視していきたい。 出生率について、本町の合計特殊出生率は、令和３年度以降において全国平均を上回って推移している。なお、平成１９年度以降は鳥取県平均を下回ったまま推移している。 （５ページ） 各年度に出生した年代が小学校へ就学するまでの人口推移（０歳から６歳まで）を折れ線グラフで示したものである。成長するにつれて児童人口がゆるやかに増加している。 （６ページ） 第２期南部町子ども・子育て支援事業計画の評価と課題について、まずは幼児期の教育・保育の提供体制の状況。これは、「施設型給付」の対象となる園児の計画と実績である。 １号認定は３歳～５歳児の幼児教育に通園する児童、２号認定は３歳～５歳児で保育認定を受けている児童、３号認定は０～２歳児で保育認定を受けている児童である。南部町には６園があり、所利用児童の推移については８ページ上部に記載している。待機児童については、令和２年度から６年度にかけて調査時点では発生していない。引き続き、保育士の確保や体制づくりに努める必要がある。 （８ページ） これは地域の実情に応じて多様に実施できる地域型事業である。 まず、利用者支援事業について、令和６年度以前は子育て包括支援センターネウボラを開設し、子育て支援員や保健師が、妊娠期から

	出産、子育てについて随時相談を受け、情報提供や支援を行い、基本型と母子保健型の２か所を継続していた。子育て包括支援センターネウボラに関しては、令和７年度より子ども家庭センターとなっている。 地域子育て支援事業は、すみれこども園内に「子育て交流室あいあい」を設置し、乳幼児及び保護者が交流を行う場所として提供し、専門職員が相談、情報の提供、助言を行ってきた。計画に対して、利用実績が少ない年度や多い年度があるが、アンケートでは満足度が高い結果となっている。今後も継続してサービス提供を行いたい。 （９ページ） 妊婦健康診査は、町内には、妊婦健診を実施する医療機関がないため、県内と一部県外の施設で受診された回数の助成をしている。母子健康手帳を発行した方や里帰り出産した方が対象であり、令和７年度は母子保健手帳発行４０人、里帰りが２人であった。 （１０ページ） 養育支援訪問事業では、養育困難な家庭を対象に、保健師や助産師が家庭訪問し、支援を行う。今後も児童虐待の未然防止に努めていく。 子育て短期支援事業は、保護者が疾病等で一時的に育児が困難な場合に、お子さんを児童養護施設等に預けるもの。米子市２か所から令和６年度は３か所に受け入れを拡大した。実績は少ない状態が続いていたが、令和７年度は実績が増えている。里親委託や日帰りもできるトワイライトステイも拡充している。 （１１ページ） ファミリー・サポート・センター事業では、育児等の援助を受けたい人と協力したい人が会員となり、一時的にこどもを預かる援助活動に関する連絡、調整を行う事業を行っている。 利用実績は、令和３～４年度において実績がなかったが、援助会員の自宅でのみ預かる方法から、あいあいで利用できるようにしたり、保護者は無料で利用できるようにしたりすることにより、令和５～６年度は利用実績が増えた。しかし、令和７年度は再び減少した。また、依頼会員が増える一方、援助会員が高齢化により減ってきており、新たな援助会員の確保が課題となっている。 （１２ページ） 一時預かり事業では、家庭での保育が一時的に困難となった乳幼児をすみれこども園の一時保育室で預かる事業を行っている。保護者が就労や病気、出産、家族の介護、冠婚葬祭、学校・地域行事やボランティアへ参加する場合や、リフレッシュをしたいときなどにも対応している。実績が伸びていたが、少子化や保育所に１歳から預

	ける家庭が増加傾向にあり、在宅児が減少していることが一因で、令和７年度は大幅に減少（７８回）しており、傾向を注視し、必要な対応をしていく。 延長保育事業について、通常の保育時間外に保育時間を延長して保育を実施する事業を実施している。一定のニーズがあるため、今後も継続して実施していく。 （１３ページ） 病児・病後児保育事業は、病気等により保育園等へ通うことができず、保護者の就労等により家庭で保育を行えない場合に、病院等の施設等において一時的に保育を行うものである。個人負担は２５００円のところを町独自で１５００円助成して、１０００円にしている。西伯病院は休所していたが、令和８年度７月に再開した。 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）については、受け入れはほぼできているが、令和６年度に待機児童２人となってしまった。一定のニーズがあるので、学童支援員の確保に努める必要がある。その後のことに関しては資料をお読み取りいただきたい。 （４３ページ） 次に、南部町こども計画について。 まず基本理念、基本目標について、「南部町こども計画」は、「第2期南部町子ども・子育て支援事業計画」の基本理念等を継承し、地域の宝であるこどもたちが、自然豊かなこの南部町でのびのびと心豊かに育ち、ふるさとであるこの地を愛し、誇りを持てるようなまちづくりを目指すため、基本理念を「こどもまんなか南部町　心豊かにふるさと愛すなんぶっ子」とし、 （１）家庭の子育て　すくすく子育て　いきいき親育ち （２）こどもは地域の宝　地域で育む　こどもの未来 （３）こども・子育て　みんなの笑顔あふれる　環境づくり と定めている。 （４５ページ） また、令和７年度から１１年度までの５年計画については、４５ページから具体的な施策を記載している。目標指数が記載されているところを中心に説明する。 （４６ページ） 南部町における子育て環境や支援に関する満足度を令和６年度に実施したアンケート結果では７０％であったため、５年後の目標は８０％としている。 （２２ページ） 平成３０年度と令和６年に実施した満足度の比較で、５５％から７０％へ１５ポイント高くなった。結果が出ていると分析するが、さ

	らに充実をさせていきたいと考えている。 （４７ページ） 待機児童について、５年後においても年度途中において保育園やこども園の待機児童０人を目指すことを示している。 （５３ページ） 町内の小中学校における不登校出現率を国平均よりも下回るようにする目標を立てている。関係者による会議を重ね、アンケートやカウンセリングにより、不登校やいじめを未然防止するよう努めていく。 （５６ページ） 保育所と同様、放課後児童クラブにおいても待機児童を出さないよう目標に掲げている。 （５７ページ） 子育て支援の充実には、町内の企業と連携して、子育てしやすい街づくりの推進が不可欠。現在、町が認定している子育て応援企業が通算１２社あるが、5年後には１４社へと増やす目標を掲げている。 次に、第３期子ども・子育て支援事業計画について。 （６６ページ） 令和７年度～１１年度において計画している子ども・子育て支援法に規定する事業であり、国・県・市町村が全国共通の事業。なお、第２期の総括をしたものと同じ事業をなぞるものであるので、一部割愛させていただく。 （６８ページ） 保育園、こども園、町外の幼稚園について見込み数と確保内容について。 令和８年１１月につくし保育園とさくら保育園を統合して、新たな場所に１２０人規模の統合保育所を整備しているため、令和８年度からの確保数を４園から３園の確保数にしてる。主に２号をご覧いただくと、見込み数が令和７年度の１７８人から、令和１１年度は１４５人と子どもが減少することを見込み、確保内容を令和７年度４園合計２２６人から令和８年度は１７７人としている。以降の事業はお読み取りいただき、新たに地域子ども・子育て支援事業に位置付けられたものを説明する。 （７３ページ） 妊婦等包括相談支援事業について、もともと南部町で任意で実施していた事業だが、新たに国の施策として行うものである。妊娠中や出産後の疑問や不安を相談し、安心して出産を迎えることができるようサポートを行っている。

	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）は、令和８年度から新たに始まった事業。保育園、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所、企業主導型保育事業所に通っていない生後６か月～３歳未満のこどもを対象に､保護者の就労など保育の必要性にかかわらず、月一定時間（１０時間）までの利用可能枠の中で、保育園等に通園できる事業を実施している。 （７４ページ） 産後ケア事業はもともと南部町で任意で実施していた事業だが、新たに国の施策として行っている。出産後の母子に対し、実施施設を確保し、心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を行う。また、こども家庭センターにおける困難事例などに対する受け皿として活用していく。南部町は現在１１施設と契約している。 親子関係形成支援事業については、令和７年度から始まった事業である。こどもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、グループワークを通じて親子間の適切な関係性を構築し、こどもの発達の状況に応じた情報提供・相談・助言等の支援を行っている。(県西部の広域実施) 子育て世帯訪問支援事業は、児童の養育支援を必要とする家庭に対し、訪問支援員による家庭訪問を行い、家事・子育て等（保育園等の送迎を含む）の支援を実施することにより、家庭環境及び養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐものである。現在、契約している事業所は、光徳子供学園のみ。主に子育て短期支援事業にて、施設から保育園等への送迎を行っている。 （７５ページ） 「南部町こどもの貧困対策推進計画」。「子どもの貧困対策の推進に関する法律」や「子供の貧困対策に関する大綱」、「こども基本法」により、本町においても、こどもの貧困解消に向けて各施策に取り組んでいくことを示す。 ７５～７６ページにかけて、南部町の経済的理由で就学援助を受けている児童数や、ひとり親家庭の受給者数の推移を記載している。就学援助数は年々増加傾向にあり、児童扶養手当受給者は直近３年間はほぼ変わらない状況。７７～７９ページにかけて、教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的な支援を具体的に記載している。また、８０～８１ページにかけては、令和７年度に実施している、こどもの貧困対策にかかわる事業を記載しているのでお読み取りいただきたい。 南部町こども計画に関しては以上。 たくさん説明があったが、質問や意見はあるか。
会長	

	（特になし） ないようなので進めていく。次に報告事項２について事務局から説明を。
事務局	【つくし保育園・さくら保育園の閉園及びかきっこ保育園の開園について】 （２ページ） まず、町内保育所の現状と課題について。施設の建築年数は見ての通り。すみれこども園以外は築３０年以上が経過している。定員に関しては過去５年間３９０人と変わりないが、入園数は右肩下がりとなっている。これらの現状を踏まえ、課題として「入園者数の減少」「園舎の損傷具合が大きい」ことが挙げられる。 （３ページ） 挙げられた課題を踏まえ、さくら保育園とつくし保育園を統合し公私連携型保育所かきっこ保育園を開園することとし、公立（町が設立した保育園を民間が運営）から、私立（町が整備した施設で民間が設立した保育所を運営）に移管する。ねらいとしては、「民間の創意工夫によるサービスへの期待」、「保育の質の充実」、「保育士の働く環境向上と意欲の向上」となっている。公私連携施設のスキームに関しては、資料に記載の通り。 （４ページ） 公私連携型保育所とは、児童福祉法第５６条の８に定めてあり、認可基準を満たした私立保育所と町が協定を締結し、町が法人の運営にも関われる制度。運営に関しては、社会福祉法人伯耆の国にお願いする。選定理由としては、「１０年以上にわたる指定管理実績」、「保護者からの高い満足感と信頼」、「安定した運営と経営」、「従来の保育内容の継続性による、園児や保護者の安心感」、「雇用の継続による保育士の安心感」、「運営会社の交代により混乱を与えないこと」などが挙げられる。 （５ページ） 統合保育所の整備事業について１１月下旬に公私連携型保育所かきっこ保育園の開園を予定している。 （６ページ） 二次元コードがついているので、完成イメージを見ていただければ。 （７ページ） 特色ある保育サービスを提供したい。赤枠で囲ってあるところが、特色ある保育サービスを行うところとなる。 （８ページ） 保育所運営についての一覧を挙げている。

	病児保育の「体調不良児対応型」について聞き慣れないものであるが、保育中に体調不良になった児童に対して、すぐに保護者が迎えに来ることができない場合、他の児童に感染しないように配慮しながら医務室等で看護師が対応しつつ迎えを待つものである。 こども・保護者支援（配食サービス）については、延長保育を行った場合、帰宅後の負担軽減や欠食対策のために副食を有償で提供するものである。 特色ある活動について、ランチルームカフェとあるが、これは、育児の疲れや悩みを抱える保護者が気軽に話ができる場所を設け、専門職による相談がしやすい環境を整え、定期的に開催することを予定している。具体的なことは未定。ボルダリングに関しては、遊戯室の壁に設置する。その他のことはお読み取りいただければ。 （９ページ） 統合後の変更点について、記載の通りであるので、お読み取りいただきたい。 （追加資料） 保育所等の新設及び廃止について、新設するかきっこ保育園については、概要は記載の通り。廃止については、先ほどさくら保育園とつくし保育園の話をさせていただいたが、南部町ベアーズに関しても令和９年３月３１日をもって廃止とさせていただく。
会長	わくわくするような内容が盛り込まれていたが、かきっこ保育園について聞いてみたい事業等あるか。
委員Ａ	そもそもの話になるが、どうして１１月からの開園になったのか。理由はあるか。
事務局	当初は今年度４月から開園の予定だったが、諸事情あり遅れた。ただ、できる限り早く入れるようにしたいという思いからこのような時期（１１月下旬）になった。
委員Ａ	様々な事業があるが、保護者向けサービスの中で、かきっこ保育園ならではの取り組みを教えてほしい。
事務局	他園ではしていないという観点でいうと、病児保育と、配食サービス。特色ある活動でいうと、ランチルームカフェやボルダリング、保育園留学など。保育園留学は子育て世代をターゲットに、家族で数週間ほど地方や自然豊かな地域に滞在し、子どもは現地の保育園に通うような取り組みであるが、開園後しばらくしてからを検討し

	ている。園庭の土曜開放についても、他園ではしていないものである。
会長	保育園留学については、滞在中の籍は問わないか。
事務局	想定しているのはイベントやおてつたび等で南部町に来ていてだく方をターゲットにしている。ただ、保育園留学に関してはまだ準備中である。
会長	他に何か。
委員 B	かきっこ保育園のお披露目会はするのか。
事務局	内覧会を計画している。適切な時期にみなさまにお知らせしたいが今はまだ検討中。
委員 B	それは一般の方も参加可能か。
事務局	一般住民の方も対象にした内覧会を計画している。
委員 C	内覧会を行うと、園に魅力を感じてかきっこ保育園に入りたいと思われる方もいると思うので、できれば来年度の保育園入所申込までに行えないだろうか。
事務局	申込は１０月から１か月程度の予定なので、間に合わないかもしれない。
委員 C	内覧をしてから入所申込というわけにはいかないか。
事務局	ＣＧ等で保育園の様子をお届けしているので、そういったものを参考にしながら判断していただきたい。
会長	地域子育て支援拠点とは、あいあいと同じようなものか。
事務局	同じような場の提供を計画している。
会長	常駐される方がいて、町内施設と協力して色々と計画したりしないか。

事務局	かきっこ保育園は私立保育園であるので、伯耆の国が独自に親子の交流の場を考えている。
会長	米子は公私に関わらず定期的に職員会があり活動に関しての相談や統一部分の共有を行っているが。
事務局	今まで通りすみれこども園、ひまわり保育園とも協力する。また、定期的に園長同士が情報交換等をしているため、共有もできる。お互いよりよいものになるよう、そういった情報共有ができる場を設けることも検討していく。
委員 A	さくら保育園とつくし保育園の跡地の利用について今のところ考えはあるか。
事務局	検討中である。
委員 A	何かしらの有効活用はされるか。
事務局	活用について今後検討していく予定だが、現時点では詳細は未定。
会長	他に何かあるか。 （なし）
５．その他	
会長	その他について、何かあるか。
事務局	事務局としてはない。
会長	みなさんから何かあれば。 （なし）
６．閉会	閉会（２０：１０）